

## 「北沢地区の不法投棄物適正処理方策を決定」

町は大字小口北沢地区に不法投棄された大量の産業廃棄物の適正処理方策を総合的に検討した結果、『県営管理型最終処分場建設により処理する』と決定しました。

### 【理由】

#### 1 北沢の現状について

##### 県の詳細調査の結果

有害物質の複合的な汚染が確認され、投棄物及び汚染土壌を全量撤去する恒久対策の実施が必要であるとしている。

##### 北沢地区不法投棄物適正処理検討委員会答申

注1

答申は現状のまま安定化を図るべきとするものと、全量撤去すべきとの両論併記であったが、いずれの意見でも、将来への不安は払拭できないとしている。

##### 町としての判断

北沢の現状は、一時的には安定状態を保っているものの、将来に亘る安全性が確保できるとは断定しがたく、住民の健康と安全を守る行政としての責任を果たす意味から全量撤去が必要である。

#### 2 撤去の方法及び現実的に撤去できる可能性について

様々な角度から検討したが、現実的に撤去できる可能性があるのは、県と町である。

##### 県の状況

注2

行政代執行による撤去は、現状ではできない。

##### 町の状況

現在の財政状況下では、町での撤去は困難。

##### 不法投棄物処理の現状

○管理型の産業廃棄物最終処分場が無い。

○他県での不法投棄物の受入れは極めて困難

不法投棄物を処理するためには、新たに最終処分場を建設して処理せざるを得ない。

##### 町としての判断

これらの状況を総合的に判断すると、最終的に選択できるのは、県による公共事業で最終処分場を建設して不法投棄物を処理することである。

#### 3 最終処分場の安全性について

## 施設の構造や管理運営の方法

注3

ハード、ソフト両面に亘る多重安全システムの導入により安全性は確保できる。

### ○ハード面

仮に一部の機能が失われてもそれを補う他の機能によって安全が十分確保できるという考え方を基本にする。

〔例〕

注4

注5

- ・遮水工は、遮水シートを2重にする。
- ・遮水シートの中に水漏れを検知できるシステムを設置し、万が一、破れた場合には、すばやく位置を特定して補修する。
- ・上部を保護土で覆って破損を防ぐ。

注6

- ・下部には、遮水性の高いベントナイト混合土を敷く。
- ・処分場の周辺でモニタリングを行い、環境への影響を確認する。

### ○ソフト面

- ・受入審査の強化

事前の審査、搬入時、埋立時にそれぞれ検査を行い、安全を確認する。

- ・監視体制の強化

住民の目で、処分場が安全に運営されていることを実際に確認してもらう住民監視制度の導入。

### 万が一の事故等への対応

県の責任により将来に亘って保証される。

### 風評被害への対応

最終処分場を設置しただけで風評被害が発生した事例は確認されていない。

万が一、風評被害が発生した場合には、迅速な発生原因の究明と対応策の実施を検討するが、損害を補償してもらえぬ制度の創設等の検討を県に要望する。

### 町としての判断

最終処分場の安全性は確保できる。

## 4 最終処分場建設を契機とした新たな町づくり計画について

いかに最終処分場の安全性を追求しても、処分場から連想されるマイナスイメージは払い切れない。

そこで、マイナスイメージを払拭して、プラスに転じるために、最終処分場建設を契機として、『環境との共生』をキーワードにした循環型社会の構築を目指す、新たな町づくり計画を、今後県の支援の下に町民と共に策定し、実行していく必要がある。

### 主な内容

- 周辺地域のインフラ整備
- 地場産業の振興
- 新たな雇用の創出等

町は、平成 16 年 4 月 28 日、県に対して、不法投棄物の適正処理方策として、県営管理型最終処分場建設により解決を図ることを決定した旨を報告すると共に、最終処分場設置にあたり、次の 4 項目を要望し、知事から『要望については、県として最大限に努力していきたい』との回答をいただきました。

【県への要望事項】

一、北沢地区不法投棄物撤去計画を早急に策定し、安全対策工事については速やかな実施を図りたい。

二、地域住民の合意形成に特段の配慮を願いたい。

三、最終処分場建設にあたっては、ハード、ソフト両面にわたる多重安全システムの構築により、施設の信頼と安全の確保に万全を期されたい。

また、地域住民の生活環境の安全を永久に保証すると共に、万が一の事故や風評被害にも対応できる保障制度等の創設を検討されたい。

四、『環境との共生』をキーワードにした循環型社会を構築するため、周辺地域を含め、町全体の振興策について支援されたい。

注 1

有害物質などが、環境に影響を及ぼさないような状態になること。

注 2

この場合は、県が本来撤去すべき者に代わって、不法投棄物を撤去する行為。掛かった費用は、本人に請求するが、資力不足などにより、回収が不可能な場合が多く、実施の妨げとなっている。

注 3

最終処分場の安全性を確保するために、幾重もの安全対策を組み合わせたもの。

注 4

廃棄物の中を通過して汚れた水（浸出水）が、漏れ出さないように遮断する工法。管理型最終処分場の場合、遮水シートを敷くのが一般的。

注 5

浸出水を漏らさないように処分場内に敷き詰める合成ゴムやプラスチックなどで作られたシート。

注 6

水を含むと膨らむ粘土と土を混ぜたもの。